

■ 乳幼児健康診査について

① 乳幼児健康診査の目的

- 子どもの健全な育成に向けて、疾病・異常や発達の遅れ等を早期に発見し、医療や療育へつなげる。
- 保護者の育児不安を受け止め、育児に関する助言や保健指導を行う。
- 成長発達上の問題、育児不安や不適切な養育等、継続して支援が必要な家庭を把握する。

② 乳幼児健康診査の法的根拠

- 母子保健法第12条により、実施を義務づけ
  - ・ 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
  - ・ 満3歳を超え満4歳に達しない幼児
- 母子保健法第13条及び厚生労働省通知により、望ましい基準を提示（他の健診について、実施時期の規定はない）

③ 本市の乳幼児健康診査事業（現行）

- 3か月児健診（直営・集団）
- ◎ 7か月児健診 ◎ 10か月児健診（委託・個別）
- 1歳6か月児健診 ● 3歳児健診（直営・集団）
- ◎ 4歳児健診 ◎ 5歳児健診（委託・個別）
- 【●直営⇒保健福祉センター、◎委託⇒市内協力医療機関】

■ 乳幼児健康診査事業を取り巻く現状と課題

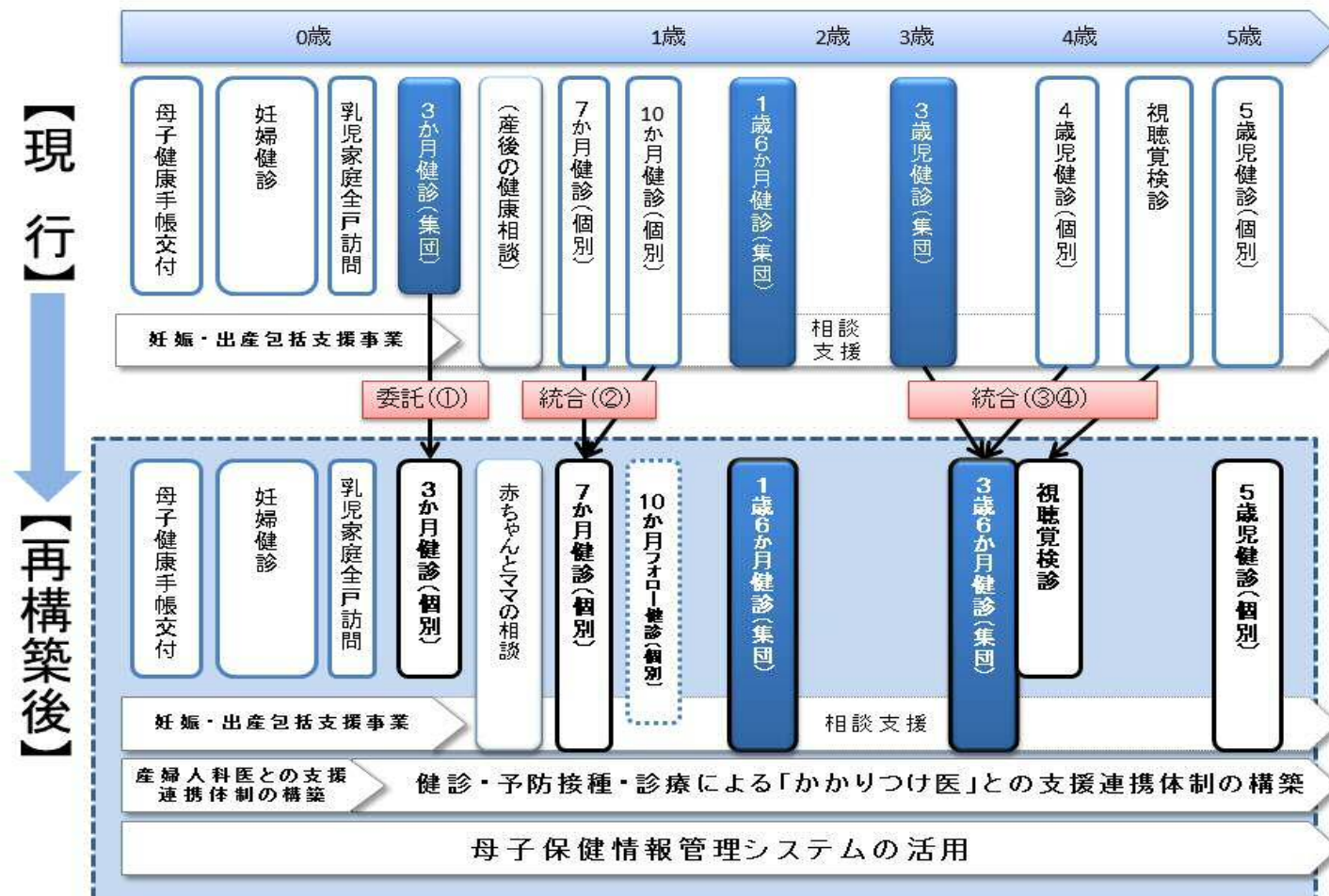
乳幼児健康診査は全ての子育て家庭を対象として、子どもの成長・発達を確認すると共に、必要な支援につなげる契機となる重要な事業であり、より効果的な実施をしていくことが求められている。

- (1) 予防接種の早期実施により、子育て家庭は2か月児から地域の医療機関を受診する回数が増加した。
- (2) 子育て家庭では、早期から地域の「かかりつけ医」を持つことが求められており、「かかりつけ医」による一貫した支援が重要である。
- (3) 各区保健福祉センターが実施する集団健診では、受診日が決められていること、一部地域では転入等による受診者数の増加に伴う混雑や待ち時間が長いこと等の対応が求められている。
- (4) 幼児期の健康診査において、社会性の発達等の見きわめが重要となっている。
- (5) 現在4歳で実施している視聴覚検診のうち、特に弱視の検査については、医学的に実施時期の検討が必要との指摘がある。

■ 今後のスケジュール（予定）

	平成27年度										28年度
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
乳幼児健康診査の再構築	業務・帳票確認		訪問相談支援等の検討			業務マニュアル作成		新帳票作成			移行
			■関係機関調整	■関係機関説明		市民周知（調整中）		■医師会研修 ■職員研修	■委託契約		
母子保健情報管理システムの構築	システム基本設計			システム開発			総合テスト		運用テスト		稼働
						操作マニュアル作成		操作研修			

■ 具体的な再構築の全体像



乳幼児の成長・発達に則した健康診査の実施及び要支援家庭の把握と支援の充実

① 3か月児健康診査の個別実施

3か月児は疾病・異常の発見、発育・発達の確認等の医学的確認の重要性が高い時期であるため、「かかりつけ医」により一貫して発達状況をフォローし、保健福祉センターが実施する支援と連携する。

② 7か月児と10か月児の健康診査の統合

7か月児と10か月児の健康診査は実施時期が近いいため、7か月児健康診査（個別）を機能強化しながら統合する。（経過観察が必要な場合は、10か月児のフォロー健康診査（個別）を実施する。）

③ 3歳児と4歳児の健康診査の統合

3歳児と4歳児の健康診査は、社会性の発達等を見きわめるため3歳6か月児（集団）に統合し、各区保健福祉センターにおいて、専門職による多角的な判断と保護者支援を効果的に実施する。

④ 視聴覚検診の実施時期の変更

視聴覚検診を適切な時期で実施するため、3歳6か月児の健康診査に併せて実施する。

【乳幼児健康診査の再構築に伴い強化する取組】

- 医療機関等との顔の見える関係づくりと支援連携体制の構築
- 多様化する子育て支援ニーズの把握と適時・的確な支援の実施
- ハイリスク・要支援家庭の確実な把握と一貫した支援の実施
- 妊娠期・出産期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施